

令和7年度 第1回奈良市住居表示審議会会議録

開催日時	令和8年3月2日（月）午前10時00分～午前11時00分	
開催場所	奈良市役所 北棟6階601会議室	
議 事	1 開会 2 部長挨拶 3 住居表示審議会委員の紹介 4 出欠状況の報告 5 議題 （1）会長及び副会長の選出 （2）諮問案件について 諮問第1号について 諮問第2号について 6 閉会	
出席者	委 員	伊藤委員、碓井委員、大矢委員、嵯峨委員、鹿谷委員、杉山委員、西邑委員、福山委員、保田委員、三代委員、山本委員 【計11名出席】 （高津委員、多田委員、橋本委員は欠席）
	事務局	谷田市民部長、森市民課長、池部市民課長補佐、池谷係長、利川主務、小原
開催形態	公開（傍聴人0人）	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局からの推薦により会長を碓井委員、副会長を大矢委員、署名委員を鹿谷委員に決定した。 ・諮問第1号及び第2号については、審議の結果、諮問どおり答申することとなった。 	
担当課	市民部 市民課	
議事の内容		
3 住居表示審議会委員の紹介		
4 出欠状況の報告		
審議会委員総数14名の内、出席委員が11名であったため、奈良市住居表示審議会規則第5条第2項により会議が成立したことを報告した。		
5（1）会長及び副会長の選出について		
奈良市住居表示審議会規則第4条第1項の規定により委員を互選。立候補者無しのため、事務局より会長を碓井委員、副会長を大矢委員で推薦した。異議なしにより決定となった。また、署名委員を鹿谷委員に決定した。		
5（2）諮問第1号～2号について		
諮問第1号 「住居表示に関する法律第3条第1項の規定による住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について」～菅野台隣接中町～		

(中町の一部)

【事務局による諮問第1号の内容についての説明】

- ・住居表示を実施する区域と方法を定める案件である。菅野台は昭和63年に住居表示を実施し、当初、当該地域は飛び地ではなく、一部が中町と隣接していたが、住民の要望による平成27年の編入で、完全に菅野台地内の飛び地となった。最近までは木が生い茂った林のような状態であったが、今回、当該地域を住宅地として開発することとなり、開発事業者と菅野台自治会から菅野台への編入に関する要望があり、また、中町自治会からはそれについての同意があった。当該区域住宅地への進入路は、菅野台側からしかなく、地域生活圏としては菅野台となっている。郵便物等の配達や緊急車両の目的地への到達のしやすさ、入居予定者の利便性を考慮し、変更したいと考える。
- ・また、菅野台が街区方式による住居表示実施区域であることから、当該区域についても同様に街区方式による住居表示実施区域としようとするものである。
- ・実施対象区域の面積は約0.5ha、世帯数は23世帯となる予定である。

【各委員の意見・質疑等】

- (会長) 当該地域以外の地域も街区方式か。
- (事務局) 菅野台地域全体が街区方式である。
- (会長) 当該地域は、街区番号が飛ぶということか。
- (事務局) 既に振られている番号の街区の順番を追った番号を附番することを想定している。
- (会長) 空間的には番号がずれてしまうが、やむを得ないということか。
- (事務局) はい。
- (会長) 今回の変更は国土地理院に報告するか。
- (事務局) はい。
- (会長) 報告をしないと国の地図が変更されず、市民に不利益が起こるので、必ず報告をお願いしたい。

諮問第2号「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」

～菅野台隣接中町～ (中町の一部)

【事務局による諮問第2号の内容についての説明】

本案件は、諮問第1号の関連案件であり、菅野台に隣接する中町の一部を菅野台へ編入するための「町の区域の合理化について」に関する案件である。現況に関しては諮問1号と同様である。

【各委員の意見・質疑等】

(委員) 当該地域は飛び地として残されていたということで、今回の変更の問題はないかと思う。

しかしながら、昨今の開発による住居表示で、歴史的な地名が軽視される傾向にあると感じている。例えば、平城宮跡やその周り、西奈良の丘陵地では、旧村の地名は消えつつある。山間部は開発も進んでいなかったので仕方ない部分もあると思うが、村は、弥生時代から戦後あたりまで田畑も含めた生活の場であった。それが、家が建つと住居表示で新町名が付けられることによって、村が切り取られてしまい、昔の歴史そのものが分からなくなる。特に奈良市は、行政が古い歴史を重要視してきたはずなのだが、今、住居表示を見ると古い地名が消えつつあり、残念なことだと思う。今回の件については、住民の声ではなく、開発事業者からの提案ということか。

(事務局) はい。

(委員) 事業者の主導で自治会が同意しているということだが、事業者に町名変更の発案権があるということになってしまう。ということは、土地と全くかわりのない町名が提案される可能性もあるということである。本来は、町名については条件が設けられていると思うが、紹介してもらえないか。

(事務局) 住居表示に関する法律5条に、「前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来 of 名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。」とある。

(委員) 今の仕組みであれば、事業者が、土地に関係のない売り出しやすい魅力的なキラキラネームの地名を発案し、それを審議することが起こりうると思うが、従来の地名を優先しながら、住居表示を実施するということから、国もそういうことは望んでいないということだと思う。奈良市としても、必ずしも事業者に発案権を持たせないような仕組みを作られた方がよいと思う。

(会長) 今回は飛び地なので問題はないが、この問題はかつてからあった。今後、このようなキラキラネームのような地名が発案される場合は、住居表示審議会を活用していただけたらと思う。事前に決まってしまう場合もあるが、本当にこの地名でよいのかどうか、特に地名に関しては研究者の委員がいるので、早めに審議できたらと思う。

(委員) 審議会に上がってきた時点では、ごくわずかの部分しか変えられないことがあったかと思う。例えば、市役所のある「二条大路南」だが、二条大路に面していないことが問題となり、二条大路に南を付けて落ち着かせた経緯がある。

(委員) 菅野の「野」だが、昔は野と原は違う状況を表しており、野は山から平坦地までの間の傾斜のことをいい、原は原っぱのことである。現地の状況が分からないが、これを踏まえて地名を付けられたのか、参考までにそういう問題がある。また、例えば「三松」だが、住居表示で大字の「二名」から小字の「三松」が格上げされて町名が変更された。大字は地名総覧にも載っており全国的でなじみがあるが、小字だけでは場所が伝わらないこともあり、多少の混乱もあった。ほかの委員の話にあった通り、歴史的な地名を尊重することは、便利かどうかも含めて、大事なことだと思う。

(会長) 特に奈良は歴史的に重要な地名が多く、かなり前の段階で委員にご相談いただいて、ステップを踏んで進めていただけたらと思う。

(委員) 今開発されている場所については、前もって行政の方も検討しておくべき

かと思う。登美ヶ丘の方から東の押熊の方に開発が進んできており、住居表示がなされるのではと予想しているが、押熊の村の「野」の部分が「丘」地名になる可能性がある。丘は山であり、地名の付け方としてはおかしい。また、「登美」の地名は登美の小川すなわち「富雄川」の流域であるし、押熊は古代の秋篠郷の中の押熊である。押熊は古事記、日本書紀、西大寺の班田図に名前が出てくるが、東登美ヶ丘七丁目、八丁目・・・と名前が変わり、押熊の部分が無くなろうとしている。押熊八幡宮の籠池が埋め立てられ、住宅地になろうとしており、地名や信仰が奈良から消えつつあることを残念に思う。

(会長) この問題はかつてもあり、苦肉の策として、石碑で残すということの一つの解決策として行ったこともある。地名については住民のいろいろな思いもあり、そのためにこの審議会があると思うが、歴史的な地名を変更するときは早めに開催できたらと思う。

- ・ 審議の結果、諮問第1号～2号については、諮問どおり答申することとなった。